

国際知財法制部会開催企画：ミニシンポジウム「食における知的財産権利用を考える」

「和食」はユネスコ無形文化遺産に登録されており、日本人の伝統的な食文化として評価されている。「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」が評価されている。「美食地政学」や「みどり政策」「グリーンジョブ創出」等、和食・日本食や食材の研究や発展的営みは盛んになっており、ポテンシャルの高さをうかがわせる。

他方、法学においては、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の令和 6 年改正の前後に、「Food Law」という表現を耳にすることが増えた。食料自給率の低さへの懸念や気候変動へのおそれも手伝い、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、およびその基盤としての農村の振興は深刻なテーマとなっている。種苗法改正におけるブランド品種の海外流出への懸念の議論もあった。地域団体商標と地理的表示（GI）も、その件数を着実に広げてきているが、解決すべきトラブルがないわけではない。「農業知的財産権」という独自の分野も成立してきている。

そこで、このたび、国際知財法制部会において「農業知的財産権」について研究している研究者らにより、本ミニシンポを開催することとした。皆様には、積極的にご参集いただき、グローバル化した社会における食材や食文化の価値の守り方などについて、率直な意見交換を行いたい。

## 記

3月8日（土）10：00－11：40 於 明治学院大学

企画者：部会長代行 神山智美、

報告 1. 神山 智美（富山大学）

テーマ：種子法廃止と種苗法改正を検討する

（2022 年および 2024 年都道府県アンケートを踏まえて）

報告 2. 清水 久彰

テーマ：農産物の GI 保護と酒類の GI 保護について

－GI マークが表す証明レベルの差異と、GI マークの権利行使の可能性－

報告 3. 三宅 良尚（農林水産省農林水産政策研究所）

テーマ：地理的表示の持続可能性、農村振興への対応とその課題

コメント 高田寛（元 明治学院大学） 他

議論

\*次ページ以降に、各報告者の要旨を添付します。

報告1. 神山 智美 (富山大学)

テーマ：種子法廃止と種苗法改正を検討する

(2022年および2024年都道府県アンケートを踏まえて)

報告者はいわゆる(旧)種子法廃止および種苗法の研究をしており、本報告では以下の2点について検討したい。

1点目に、(旧)種子法廃止および2020(令和2)年種苗法改正以降の各都道府県の動きを基に、日本の種苗の知的財産権に係る法制度改正は正しかったのかの検討を行うことである。あわせて、イノベーションが必須とは考えており、イノベーションの進展と、多岐にわたる生産者への種苗の供給のバランスが取れているのかも検討する。

報告者は、報告者は、2022(令和4)年夏に各都道府県に、改正種苗法施行後の運用状況に対しての調査を行い、論稿をまとめている<sup>1</sup>。この2年後にあたる2024(令和4)年夏にも各都道府県にアンケートを実施した。2022年の結果としては、法が許可制等を導入しても、自治体には人員が増えるわけではなく、現場でそれを生かすほどの規制ができるわけではないことが明らかになった。今回は、2024年アンケートにより、その後の変化を踏まえ、現場における状況と国際市場への対処を整理したい。そのうえで、改めて(旧)種子法廃止はこれでよかったのか、種苗法改正はブランド品種の海外流出に奏功するのかということも検討してみたい。

また、こうしたアンケートを行い各地の事情や対処方法、各作物種の特性を踏まえると、いくつかの論点が浮かびあがる。仕組みは複雑化しないことが望ましいが、個別の問題点を検討し対処しなければ人権侵害にもなりかねない。常に、こうしたジレンマに悩まされるため、どういう論点が未だ現存しているかを再明確にすることは重要であると心得る。

2点目に、農林水産省の有識者会議(優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会)が、取り引きの際は販売者に関する情報の表示を義務づけるといった、新たな対応を検討するよう求める提言<sup>2</sup>をまとめた。提言では、違反行為があった場合に販売者を特定できるよう、ネット上の取り引きでは、販売者に関する情報の表示を義務づけることなどを検討するよう求めている。また、海外に持ち出されたあとに取締りを行うのは難しいことから、無断で輸出する目的で国内に保管している段階でも、刑事罰を適用できるよう検討すべきだとしている。この提言についても、可能な限り検討を加える所存である。

---

<sup>1</sup> 拙稿「ブランド品種流出の防止策—種子法廃止・種苗法改正とその執行状況」行政法研究 53 (2023年)173-207頁。

<sup>2</sup> 優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会「デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向(提言)」2024年6月22日

[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/hinsyu\\_kanri-4.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/hinsyu_kanri-4.pdf) (2025年1月19日最終閲覧)。

## 報告2. 清水 久彰

テーマ：農産物の GI 保護と酒類の GI 保護について

－GI マークが表す証明レベルの差異と、GI マークの権利行使の可能性－

わが国においては、農産物の地理的表示（GI）は農林水産省により保護が進められている。一方、酒類の地理的表示（GI）は酒税の徴収という歴史的経緯から、財務省（国税庁）により保護が進められている。このため、これら GI の保護を受けるための手続き的な要件等は両者で異なるものとなっている。

各々の GI が証明しようとする品質レベルも両者で相違が見られる。前者では EU における PGI レベル（銀メダル相当の保護：少なくとも製品の加工等をその地域で行うことが要件とされる）があれば登録が認められるのに対し、後者では EU における PDO レベルの保護（金メダル相当の保護：原材料の生産及び製品の加工等の全てをその地域で行うことが要件とされる）から PGI レベルの保護（銀メダル相当の保護）まで、その保護レベルは産地によってバラエティに富み、幅広いものとなっている。

また、GI 登録（GI 指定）を受けた産品（産地）に用いられている GI マークについても、農産物の GI マークは農林水産省が定めた 1 種類のみであるのに対し、酒類では GI 指定を受けた各地域の生産者団体等がそれぞれ別個の GI マークを定めることができることから、都道府県ごと（市町村ごと）に複数の酒類の GI マークが存在する。これらのなかには生産者団体自身により商標登録を受けているものも少なくない。

これらの GI マークの使用状況をみると、農産物の GI マークは、1 種類の GI マークを証明レベルの異なる複数の農産物やその加工品の間で共通して使用されている。他方、酒類の GI マークはマーク間で証明レベルが統一されていないことから、市場においては証明レベルの異なる複数の GI マークが各生産者団体等によってそれぞれの製品に使用されている。

GI には、一定の品質が確保されていることによる「信頼性の向上」という効果があり、国による品質保証の機能も担っているとされていることから、GI 制度間や GI マーク間で証明レベル（品質）の差異がある場合、そのことが周知されていないと需要者（消費者）が正しく商品を選択できずに、品質誤認や原産地の誤認を招くおそれがある。

本報告では、監督官庁が異なることから生じられる問題、及び GI 制度間や GI マーク間で証明レベルの差異があることから生じられる問題等について検討を試みる。

なお、GI マークについては商標登録されているものも見られることから、商標権を取得した農林水産省輸出・国際局長や酒類の各生産者団体等は、GI マークの不正使用に対して、地理的表示法や酒税保全法、不正競争防止法による保護（行政による取り締まり）のみならず、自ら商標権を行使することも可能となっている。

権限なき第三者による GI マークの不正使用や無断使用が発生した場合に、これらの罰則等の適用（取り締まりや差止請求）が誰によってどのように行われることになるのかについても検討を試みる。

### 報告3. 三宅 良尚（農林水産省農林水産政策研究所）

テーマ：地理的表示の持続可能性、農村振興への対応とその課題

「地理的表示保護制度」(GI)とは、特定の地域の特有の自然、文化、社会的背景と関連して培われて来た品質や社会的認知などの特性を含む製品の名称を保護するための枠組みであり、地域における知的財産と定められている(農林水産省, 2025)。このような自然、文化、社会的背景と製品とのつながりの制度を通じた明確化は、製品の価値向上や、地域振興に貢献すると期待される(Martínez-Salvador & Reyes-Jaime, 2021; Sánchez-Hernández, 2011)。関係人口のように消費者や流通業者を巻き込んだり(Quiñones-Ruiz et al., 2015)、移住者を引き付けたりすることも産品振興の農村振興に対する潜在的な影響として期待されるだろう。さらに、GIの主目的は環境保全では必ずしもないが、持続可能性への対応は政策・学術の両面から2000年代から議論されている(European Commission, 2008; Martínez-Salvador & Reyes-Jaime, 2021)。2024年4月に定められたEU規則2024/1143においては、持続可能な実践に取り組むことが奨励されている。持続可能性への対応として、環境的側面、社会的側面、経済的側面が言及されている。その関心は近年高まっているが、GIと持続可能性の関係について、地域や産品タイプによる違いや、偏りが確認されている。つまり、産品タイプごとに持続可能性への関心の高さも異なることが推察される。加えて、GI産品を持続可能性に適用させるために、登録内容の変更も検討に値する手段となる。環境面の考慮を含む登録内容の変更についての調査・分析はEUにおけるGI産品を対象に実施されている(Marescotti et al., 2020)。このように、本報告ではGIの事例や、近年の研究動向から、その持続可能性への取り組みや、農村振興への潜在的な影響について議論する。

参考文献: European Commission. (2008). Green Paper on Agricultural Product Quality: Product Standards, Farming Requirements and Quality Schemes; Marescotti et al. (2020). Are Protected Geographical Indications Evolving Due to Environmentally Related Justifications? An Analysis of Amendments in the Fruit and Vegetable Sector in the European Union. *Sustainability*, 12(9), 3571; Martínez-Salvador, L. E., & Reyes-Jaime, A. (2021). Sustainability in Protected Designations of Origin (PDO) in the European Union: An Approach from a Systematic Literature Review. *Siembra*, 8(2); Quiñones-Ruiz, X. F. et al. (2015). Can origin labels re-shape relationships along international supply chains? – The case of Café de Colombia. *International Journal of the Commons*, 9(1), 416–439; Sánchez-Hernández, J. L. (2011). The Food Value Chain as a Locus for (Dis)Agreement: Conventions and Qualities in the Spanish Wine and Norwegian Salted Cod Industries. *Geografiska Annaler. Series B, Human Geography*, 93(2), 105–119; 農林水産省. (2025). 地理的表示(GI)保護制度. [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/)